

2020年10月1日 現勢

931名

毎週火曜日の午前中は、書記局会議を行うため、電話に出られない場合がございます。ご了承ください。

# 土建のだ

千葉土建一般労働組合野田支部機関紙

発行所

野田市中里589-5

千葉土建野田支部

TEL 04-7157-3555

FAX 04-7129-9955

発行人

教宣部長 瀬能 勝

土建のだ第315号

## 千葉県中小企業再建支援金が 申請期限を延長して再開！

令和3年1月31日(日)まで延長

### 支給対象の拡充

従来は、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の1月～7月のうち、任意の単月前年同月比50%以上減少した中小企業が対象となっていました。が、感染症の影響が8月以降も懸念される為、売上減少の比較期間を令和2年12月まで延長し、7月、8月の感染症拡大を踏まえ、6月以降の連続する3ヶ月の売上高が前年同月期間比で30%以上減少する事業者を新たに支給対象に加えることとなりました。

従来は、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の1月～7月のうち、任意の単月前年同月比50%以上減少した中小企業が対象となっていました。が、感染症の影響が8月以降も懸念される為、売上減少の比較期間を令和2年12月まで延長し、7月、8月の感染症拡大を踏まえ、6月以降の連続する3ヶ月の売上高が前年同月期間比で30%以上減少する事業者を新たに支給対象に加えることとなりました。

### 返済の目安が変更

支給金額は「・事業所賃借なし▽20万円・1つの事業所を賃借▽30万円・複数の事業所を賃借▽40万円」となります。

### 申請は1回限り

既に支援金の申請を行った方は対象外です。

本制度改正は令和2年度9月補正予算が千葉県議会での可決を前提としており、支援金の支給は予算成立後に順次される予定(10月下旬頃を目安)との事です。また、持続化給付金の申請もお忘れないうちにお願致します。

# 熊本県集中豪雨被害 応急仮設住宅建設



▲現地でする小山武副執行委員長と仲間たち

2020年7月に熊本県で発生した集中豪雨による被害を受けて、熊本県では応急仮設木造住宅を建設しています。8月下旬に関東地域(東京除外)の県連組合にも急遽要請があり、千葉土建からは、10人の仲間が現地でする奮闘し、組合の力を存分に発揮しています。



▲完成が近づく仮設住宅



▲建築中の仮設住宅の様子

野田支部からは小山武副執行委員長が9月21日から、当初の就労予定期間から就労延長期間も含め約1カ月もの間、現地に赴き尽力して下さっています。仲間達の奮闘により記録的な豪雨に見舞われた熊本県の被災地に仮設住宅の一部が完成しました。22日から入居が始まった56戸の仮設住宅では、被災者の方達の新たな生活が始まっています。熊本県は10月中旬までに合わせて683戸の仮設住宅を完成させる予定です。

# 共済申請のある方へ

## 税金。法律

毎月、組合では、顧問税理士  
および弁護士による  
○無料税金相談は  
毎月第2火曜日  
※2月3月は個別相談会です  
○無料法律相談は  
毎月第3水曜日  
野田支部の事務所にて無料で行っ  
ています。完全予約制で午後一時  
30分から実施していますので、相  
談を希望される方は、事務所に通  
絡をして日時を確認の上、お申込  
ください。

共済の申請書は、通常ですと班長さんへご提出して頂いていますが、12月の納入までは、お振込みとなりますので、次の通り特別対応とさせていただきます。

○同封の返信用封筒に、署名と合わせて、共済の申請書を入れて送付ください。送付の際には、返信用封筒の下部に、「共済申請あり」と書いていただき、そのまま送付せず「簡留留」にてお送りください。

簡易書留とした場合は、郵送料がかり

## 今月の学習コーナー ～建設をめぐる情勢～

### 現場8割が労基法等違反 うち時間外違反6割に

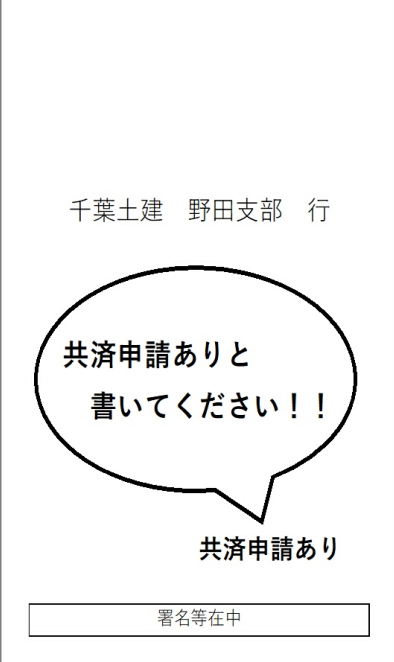
2019年度に労基署が長時間労働が疑われる事業場に対して行った監督指導の結果、建設業では、2,881事業場の監督指導があり、うち労働基準関係法令への違反があった2,271事業場(78.8%)に是正勧告書が公布されました。

監督指導で、最も多かったのは労働時間に関する法令違反で、1,422の事業場(49.4%)で、36協定の無いまま時間外労働を行わせたり、協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせるなど、違法な時間外労働が見つかりました。

次いで多かったのは、健康障害防止措置に関する法令(健康診断を行わない・労働時間を適切に把握していない)違反で、475事業場(16.5%)で確認されました。また、割り増し賃金を支払わずに残業させるなど、賃金不払い残業に関する法令違反も305事業場(10.6%)でありました。監督指導は、様々な情報提供により、時間外労働や、休日労働が1ヶ月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死などの労働災害補償保険(労災保険)の請求が行われた事業場を対象に実施しました。

### 手形サイト60日に短縮 関連通達を年度内改正へ

中小企業庁は、約束手形の支払条件の改善に向けた検討会(9/14)で、手形の振り出しから現金化までの期間(手形サイト)について、一律に60日以内とするよう産業界に求める方針を示しました。関連する通達を2020年内にも改正する考え。新型コロナウイルス感染症の影響により悪化している中小企業の資金繰り改善に繋がります。



千葉土建 野田支部 行

共済申請ありと  
書いてください!!

共済申請あり

署名等在中

**中途退保や算定保の取り組み  
署名への入力力をお願ひ致します。**

千葉土建では、10月、めぐる情勢は、社会11月を中心に、財務保障関係費の削減が強く叫ばれる厳しい状況にあります。建設国保補助金の現行水準の確保や仲間の仕事とくらしを守るため、今回も組織力下さい。【注意事項】※用紙は切らずにA4サイズのまま、ハガキに取り組みます。私たちの声を直接国に届けることが大きな力となります。組合員の皆様のご協力をお願い致します。

**火災共済更新のご案内をお送りしています。**

火災共済をご契約の方に、更新案内をお送りしてまいります。更新する、更新しない旨を支部事務所までご連絡ください。

**保険料が口座振替の方で契約口数等に変更がある方は、ご連絡の際にお申し出ください。**

**保険料が現金支払いの方は窓口でのお支払いが必要です。**

火災共済は**11月末**で満期となっております。お手続きが無いと満期終了となります。その場合も満期後に火災が起きても補償されません。更新の手続きがお済みでない方は、至急お手続きをお願い致します。

